

答申保第6号
平成20年12月26日
(諮問保第10号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成19年12月5日付けで、以下の保有個人情報開示請求を行った。

- ① 平成19年6月12日早朝8時より介護保険課会議室にて開示請求者の同年5月23日付け質問書において、回答したその書面を開示請求者へ通知してもよいとする鹿児島県知事伊藤祐一郎の決裁書面。（以下「請求内容1」という。）
- ② 開示請求者からの平成19年6月12日付け異議申立書の補正・6月20日付け異議申立書の補正の補足・7月4日付け通知書・7月11日付け質問書及び7月21日通知書に対し、回答書を平成19年8月3日付け「県の考え」として異議申立人へ通知してもよいとする鹿児島県知事伊藤祐一郎の決裁書面。（以下「請求内容2」という。）

これに対し、実施機関は、平成19年12月26日付け介保第313号で不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年1月23日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「請求内容1、2は公務員の意思決定による通知であり、事後において未だ公文書を作成していない。両者とも県の決裁があったとすれば、口頭決裁であり、未だ公文書としていないか、鹿児島県知事伊藤祐一郎の口頭決裁すら受けていないこととなる。よって、処分を取り消し、事後の決裁書面の公文書を作成し、開示し、公開するとの決定を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 請求内容1について

- (ア) 平成19年6月12日早朝8時に介護保険課会議室では介護保険課職員3名が対応した。その席で、平成19年6月12日付け回答書を異議申立人に差し出した。その回答書において介護保険課の印字しかなかったので、本回答書の決裁について尋ねたところ、「保健福祉部長以上、知事まで決裁を受けている」という回答であった。
- (イ) これは、組織としての説明であり、また、公務員△△の意思決定であり、鹿児島県文書規程（昭和60年鹿児島県訓令第10号）により決裁を受ける義務がある。
- (ウ) 情報公開においては、開示義務のある「公務員等の職及び職務遂行に係る情報」のうち、申立人の「苦情・相談に対する担当職員」たる△△の対応が「職務の遂行に係る情報」であり、当該職及び職務の遂行に係る部分において、行政機関つまり鹿児島県介護保険課が公にする意思をもって提供した情報（回答した情報）の作成においては、保健福祉部長は職員であり、決裁を受けたとするならば「慣行として開示請求者が知ることができる場合」に該当する。
- (エ) 知事は、県の最高決裁者である。公務員△△が申立人に「保健福祉部長以上、知事まで決裁を受けている」と説明した以上、公文書がないなら口頭決裁であり、事後における決裁書面たる公文書を作成する義務がある。
- (オ) 県が専決決裁と説明する鹿児島県事務処理規則（平成5年鹿児島県規則第16号。以下「規則」という。）「30 その他の事務（3）」には「申請、通知、通報、報告、届出、経由、助言、勧告、照会、回答等」が規定されている。
- (カ) 「30 その他の事務（2）」には「重要な申請、通知、通報、報告、届出、経由、助言、勧告、照会、回答等」とある。公務員△△が「保健福祉部長以上」と説明しているのであり、「30 その他の事務（2）」の専決決裁は部長のみしか該当しない。
- (キ) このことから、課長は専決決裁から除外されており、専決決裁できない。
- (ク) この矛盾は、開示した決裁書面が課長決裁書面であることから、規則をむりやり内規から引っ張ってきて「その他の事務」の欄に課長決裁とリンクする規定があったため、帳尻あわせしただけの処分理由説明である。

イ 請求内容2について

- (ア) 平成19年8月3日付け介護保険課の回答には、「県の考え」と介護保険課自ら証明している。監査において行政処分をしたものであり、「県の考え」とは実施機関の介護保険課ではなく、鹿児島県知事の考えである。鹿児島県知事の決裁書面が事前に存在しなければならない。それが存在しないのであれば、今回の当該事業所の2ヶ月間の行政処分は介護保険課の内部においてのみの決裁であり、知事の決裁を受けていないことになる。また、監査は知事の決裁が必要であることから、違法・不

当である。

- (イ) 「県の考え」であれば、課長決裁ではない。「県の考え」であれば、行政処分は知事が行うのであり、口頭決裁であれば、事後による決裁書面を開示する義務がある。
- (ウ) また、異議申立人は、異議申立人の相談・苦情が監査されなかったため、行政処分の瑕疵の異議申立てをしたものであり、それについては介護保険課△△が行政手続法による異議申立てであるかの質問を異議申立人に２度行い、その確認をした。
- (エ) このことから、課長は専決決裁から除外されており、専決決裁できない。
- (オ) 規則「１ 地方自治法の施行に関する事務（１４）審査請求又は異議申立て」に準用されるべきものであり、専決決裁は存在せず、知事のみ決裁となり、知事決裁書面を開示する義務がある。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が処分理由説明書および口頭説明で述べている処分理由は、要約すると以下のとおりである。

(1) 請求内容１について

ア 本件開示請求は、本件開示請求に先立って全部開示した公文書が「課長決裁」となっていたことから、同様の決裁文書について、「鹿児島県知事伊藤祐一郎の決裁書面」と特定した開示請求の内容となっているものである。

イ 開示請求に対応する公文書については、「専決」により決裁しているものであり、具体的には規則第５条第１項及び別表第１の「３０ その他の事務の(3)」の規定に基づき、専決事項として「課長決裁」により処理しているところであり、このため「知事決裁」の公文書は存在しないことから不開示としたものである。

(2) 請求内容２について

ア 本件開示請求は、本件開示請求に先立って全部開示した公文書が「課長決裁」となっていたことから、同様の決裁文書について、「鹿児島県知事伊藤祐一郎の決裁書面」と特定した開示請求の内容となっているものである。

イ 開示請求に対応する公文書については、「専決」により決裁しているものであり、具体的には規則第５条第１項及び別表第１の「３０ その他の事務の(3)」の規定に基づき、専決事項として「課長決裁」により処理しているところであり、このため「知事決裁」の公文書は存在しないことから不開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年2月18日	諮問を受けた。
3月7日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
3日7日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。

3月13日	異議申立人から意見書を受理した。
5月26日	諮問の審議を行った。
6月23日	諮問の審議を行った。
7月28日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
8月25日	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取)
10月2日	諮問の審議を行った。
10月22日	諮問の審議を行った。
11月20日	諮問の審議を行った。
12月26日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件請求内容は、請求内容1及び2とも、実施機関が異議申立人に通知した文書(以下「通知文書」という。)の、鹿児島県知事の決裁書面を求めるものである。

なお、実施機関の説明によれば、本請求に先立って異議申立人に開示している通知文書に関する決裁書面が存在するが、当該決裁書面は課長決裁の決裁書面であったことから、請求内容1及び2には該当しないと主張している。

イ 決裁区分等について

規則では、事務内容に応じて決裁区分が定められており、各事務処理の担当者はこの決裁区分に応じて決裁処理を行うものであり、規則第5条第1項及び別表第1の「30 その他の事務の(3)」の規定に基づき、専決事項として「課長決裁」により処理したとする実施機関の説明に、不自然な点は認められない。

ウ 本件保有個人情報の不存在について

また、当審査会では、事務局をして異議申立人に関する公文書を確認させたところ、異議申立人の請求内容に対応する決裁文書の存在は確認されなかった。

このことから、異議申立人に通知した内容に係る決裁文書は既に開示している「課長決裁」のもの以外には存在しないとする実施機関の説明に特段の不自然、不合理な点は認められず、不存在を理由に不開示とした実施機関の決定は妥当である。

エ 文書の作成義務について

異議申立人は、「事後の決裁書面の公文書を作成し、開示し、公開するとの決定を求める」旨を主張しているが、条例第11条の規定に基づく開示請求権は、あくまでも自己に関する保有個人情報を開示することを求める権利であり、新たに保有個人情報の作成を請求する権利ではない。このことから、実施機関には、条例第14条の部分開示及び第22条第1項の特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに保有個人情報を作成又は加工する義務はない。

オ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。